国公労連 2021春闘 職場討議資料

国公労新聞

発行 日本国家公務員労働組合連合会
〒105-0003 東京都港区西新橋1-17-14 西新橋スクエアタックス3F
☎03（3502）6363
ホームページ 国公労連 で検索

11月25日・12月10日合併号
2020年
1966年7月25日 第三種郵便物認可
第1555号
毎月10・25日発行
1部年間1,500円　組合員の購読料は組合費の中に含む

大企業・富裕層が優先される社会でなく 誰もが人間らしく暮らせる社会へ

2021 春闘

コロナ禍の困難打開へ「公助」の拡充を

――2021年春闘方針のポイントについて、浅野書記長にお聞きします。最初にどのような情勢のもとでたたかわれるのですか？

菅新政権が誕生して約3カ月がたちます。菅首相は、めざす社会像について、「自助、共助、公助」を持ち出し、「自己責任」を強調しています。いま、日本は本当に自己責任を問うことができる状況なのでしょうか。国家がやるべきことは「公助」であり、「自己責任」を押し付けることは政治の責任放棄です。

菅首相は安倍政治の継承を表明していますが、そのことは新自由主義による成長戦略（規制緩和による構造改革）をすすめることを意味しています。新自由主義は、国の役割を縮小し、企業の税負担などを軽減して市場での経済活動を最優先させる立場です。コロナ禍によって、この40年ほど世界を席巻してきた政治・経済原理である新自由主義の限界・破綻が明らかになりました。

政府は、80年代に43・3%あった法人税を現在23・2%にまで低下させ、企業の税負担の軽減を図ってきました。一方、法人税収を補うために89年に3%で導入された消費税は昨年10%に引き上げられ、所得税を上回る規模で基幹税化しています。また、労働側の賃金の引き下げ、非正規雇用の拡大によって、企業の社会保険料負担の軽減が図られました。

安倍政権発足以降、物価水準に賃金水準が追いつかず実質賃金は下がり、非正規雇用労働者は2000万人を超えました。株価は高水準を維持していますが、それは日銀や年金など公的マネーが株を買い支えている結果にすぎません。「大企業・富裕層の負担軽減と引き換えに、格差と貧困が拡大し深刻化しています。

このような経緯を振り返って分かるのは、コロナ禍による苦境・苦難、感染拡大防止策の無策・困難、医療現場のひっ迫などは、ただウイルスの猛威による災害ばかりでなく、新自由主義政策によって積み重なった社会の脆弱さが一挙にあぶれ出た人災でもあるということです。

国民春闘共闘委員会・全労連は、21春闘を大企業・富裕層の利益が優先される経済社会にさらに突き進むのか、あるいは労働者・国民が人間らしく暮らせる社会に舵を切り、歩みはじめられるのか、そのせめぎあいのたたかいであると強調しています。この間の政治で日本社会は底辺から壊れてきています。総選挙も視野に、新自由主義と手を切り、まともな政治の回復をめざす時を迎えています。

『人間社会には効率より大切なものがある』――21春闘全体をつうじて新自由主義の転換が大きなテーマとなっています。

自らの賃金・労働条件の改善へ「ひとり一行動」で奮闘しよう

――公務労働者が春闘をたたかう意義は何ですか？

春闘は1955年、金属や化学など8つの産業別労働組合が話し合いはじめました。その後、60～70年にかけて、全国的なたたかいへと大きく発展しました。

労働組合が春闘でめざしたのは次の2つです。第一は、それまでばらばらだった賃金交渉を全国の労働組合が春の時期に一緒にたたかうという統一闘争を組むこと。第二は、「賃金の生計費原則」を前面にかかげ、企業業績や規模にかかわらず、すべての仲間の賃上げをめざすことです。半世紀にわたる春闘によって、労働者・国民のくらしや職場は大きく改善してきました。公務員労働者も民間労働者と一緒に「国民春闘」をたたかうことで、春闘相場を引き上げ、労働基本権が制約されているもとでも自らの賃金や労働条件の改善を勝ち取ってきました。

国公労連が21春闘をたたかうにあたって大切にしたいのは、広範な労働者・国民との共闘・連帯であり、私たちがおかれている状況を民間労働者や国民に理解してもらうために、国公労働者・労働組合の側から積極的にアプローチしていくことが重要です。コロナ禍だからと委縮するのではなく、この春闘期は要求書の提出・交渉や機関紙の発行・配布、職場集会などの日常活動やすべての組合員が何らかの行動に参加するひとり一行動」を実践することが求められます。そしてこれらのとりくみと一体で多くの仲間を労働組合に迎え入れることが重要です。

公務公共サービス拡充を求める宣伝行動に参加したみなさん ＝ 11月26日（新橋駅前）

浅野龍一書記長

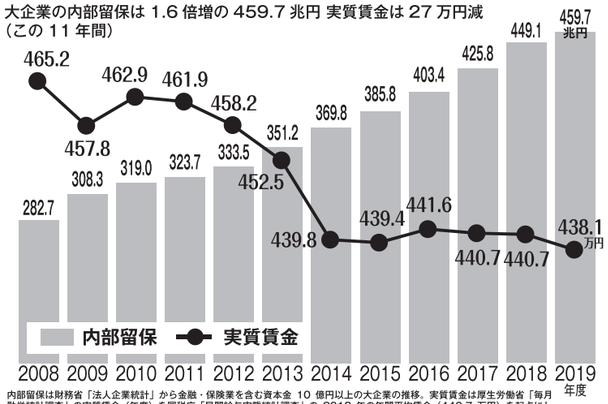

内部留保は財務省「法人企業統計」から金融・保険業を含む資本金10億円以上の大企業の推移。実質賃金は厚生労働省「毎月勤労統計調査」の実質賃金（年度）を国税庁「民間給与実態統計調査」の2018年の年間平均賃金（440.7万円）を起点にして実額化した数字

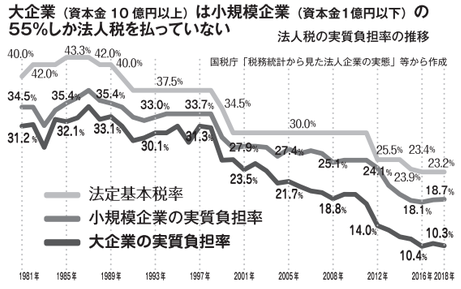

コロナ禍だからこそ賃上げで生活改善を

国公労連は21年春闘の賃金要求案を「要求・組織アンケート」結果（12月2日現在）と全労連・国民春闘共闘の賃上げ要求額を踏まえて月額2万円（4・9%）以上で提起し、職場で討議することとしています。

アンケートでは生活実感について、49・4%が「生活が苦しい」としていますが、昨年と比べてみると約1割低下しており、要求額も2千円程度減少しています。

この背景には、コロナ禍において民間企業では賃金や一時金の削減、経営悪化や倒産などによって職を喪失している労働者が多数にのぼっていることなどが影響していることが考えられます。

昨年10月の消費税増税の影響で深刻な不況に陥り、その最中に新型コロナウイルス感染症が拡大した影響で日本経済はきわめて厳しい状況におかれ、生活悪化にも拍車がかかっています。民間企業の冬のボーナスも厳しい状況が報道されていますが、こうした状況だからこそ、賃下げのスパイラルを断ち切り、生活改善できる賃上げで、景気回復につなげていくべきです。

したがって、21年春闘で、官民共同のとりくみをすすめていくことがいっそう重要になっており、国公労連は全労連・国民春闘共闘の要求額も含めた提起を積極的に受け止め、職場討議にもまえて21年春闘方針を確立します。

全労連・国民春闘共闘は賃上げ要求額（案）を昨年と同額の2万5千円以上で提起しています。この要求額には、定期昇給分も含まれており、国家公務員の定昇分を加味した要求額に換算すると2万437＋国公定昇分＝3563円（1・09%）＝2万3714円となり、全労連の月額要求（案）に近い額となります。

したがって、アンケート結果の加重均額を重視し、すべての労働者の賃金・労働条件改善を基本として、高齢層職員への相次ぐ賃金抑制攻撃に対峙することと、初任給の抜本改善等にむけて、要求額（案）を「月額2万円以上」に設定しています。

今年も、「春闘は年明けから本格的にスタートすることから」地域の春闘に国公労連が結集し、運動を進めるためには、拡大中央委員会の前倒し開催が必要である」との18年度の組織財政検討委員会の答申にもとづき12月19日に拡大中央委員会を開催します。

そのため、統一要求は職場での討議時間を確保するため、1月15日に開催する中央闘争委員会で決定します。職場で大いに議論をすすめ、21年春闘への準備をいまからすすめていきましょう。

2021春闘の主な行動展開図

2020年12月10日現在

各単組中央委員会
春闘地域討論集会
要求実現上申行動
50万人総行動 3/10～12
地域総行動
いのち・くらしをまもる行政体制拡充運動
各県国公で「ビクトリーマップ運動」
国会請願署名
組織拡大強化月間
憲法闘争強化月間
第34回 ブロック別 労働学校
国民平和大行進

1月	6日(水)	新春宣伝行動
	15日(金)	春闘闘争宣言行動(経団連包囲行動) ディーセントワーク宣伝 国公労連中央闘争委員会
	中旬	**第204回通常国会**
	20日(水)～21日(木)	(全)第60回評議委員会
	27日(水)	(公)公務労組連絡会第60回 臨時総会 公務部会 第26回 臨時総会 21国民春闘総決起集会(東京)
2月	**8日(月)～12日(金)**	**第1波全国統一行動週間(春闘要求提出)**
	11日(木・祝日)	春の国公青年セミナー2021
	13日(土)	国公女性協 春の全国代表委員会
	15日(月)	ディーセントワーク宣伝
	20日(土)	(全)青年春闘交流集会
3月	**上旬**	**議員会館一斉要請行動デー**
	1日(月)	3・1ビキニデー
	5日(金)	**中央行動 (大幅賃上げといのち守中央大集会)**
	10日(水)	**集中回答日　春闘要求中間回答日 (政府・人事院)**
	11日(木)	**第2波全国統一行動日 ストライキ等統一行動日**
	12日(金)	重税反対行動
	15日(月)	ディーセントワーク宣伝
	24日(水)	**春闘要求最終回答日(政府・人事院)**
4月	27日(土)	第21回ブロック国公代表者会議
	上中旬	2021年船舶総行動
	中旬	国民のための財務・金融行政を求める共同行動
	15日(木)	ディーセントワーク宣伝
	23日(金)	**第156回拡大中央委員会**
	23日(金)～24日(土)	**これからの国公労働運動を考える全国会議**
5月	**1日(土)**	**第92回メーデー**
	3日(月)	憲法集会
	6日(木)	国民平和大行進スタート
	15日(土)	ディーセントワーク宣伝
	20日(木)	中央行動
	23日(日)～25日(火)	国公労連 沖縄・支援連帯行動
6月	5日(土)～6日(日)	第50回国公女性交流集会
	中旬	夏の国公青年セミナー/政府・人事院交渉

※(全)は全労連・国民春闘共闘、(公)は全労連公務部会のとりくみ

2021年国公労連統一要求書（案）抜粋・要約

1　賃金・昇格等の改善について

（1）国家公務員の賃金を月額20,000円（4.9%）以上（行政職（一））引き上げること。
（2）非常勤職員の時給を200円以上引き上げること。
（3）行政職（一）一般職高卒初任給（1級5号俸）を191,700円、一般職大卒初任給（1級25号俸）を223,300円に引き上げること。
（4）非常勤職員の賃金は行政職（一）1級5号俸を基礎とし、学歴、経験年数及び職務内容等の要素を考慮して決定すること。
（5）公務職場において時給1,500円未満の労働者をなくすこと。
（6）高齢層の給与抑制措置を取りやめること。
（7）地域間格差と世代間格差を解消すること。
（8）一時金の支給月数を引き上げ、改善部分をすべて期末手当にあてること。
（9）職員に自己負担を生じさせないよう通勤手当の支給要件・支給額を改善すること。
（10）住居手当の全額支給限度額・最高支給限度額を引き上げること。

2　非常勤職員制度の抜本改善について

（1）非常勤職員制度を抜本的に見直し、雇用の安定、均等待遇などをはかる法制度を整備すること。
（2）恒常的・専門的・継続的業務に従事する非常勤職員は、常勤化・定員化すること。
（3）労働契約法の解雇権濫用法理や無期転換制度と同様の制度を整備すること。
（4）一律的・一方的な「雇い止め」は禁止すること。
（5）期間業務職員の更新に係る公募要件は、撤廃すること。
（6）職務給の原則、同一価値労働同一賃金を基本とする均等待遇を確立すること。
（7）休暇制度について、不合理な相違を解消して、常勤職員と同等の制度とすること。

3　高齢期雇用・定年延長について

（1）雇用と年金の確実な接続をはかるため、定年年齢を65歳に引き上げること。
（2）60歳を超える職員の賃金については、年齢等による差別は行わず、職責や高齢期の生活にふさわしい水準とすること。
（3）フルタイム勤務との相互転換が可能な制度として短時間勤務制度を創設すること。
（4）退職手当は、現行の60歳定年退職時の支給水準を下回らないようにすること。
（5）加齢により就労が困難な職種については、65歳まで働き続けることができる職域をもうけるなど、特別な措置を検討すること。
（6）再任用は希望者全員のフルタイム任用を保障すること。また、再任用職員の賃金水準・一時金支給月数を大幅に引き上げるとともに、生活関連手当等を支給すること。
（7）定年後引き続いて再任用する際は、定年前未消化の年次有給休暇は、繰り越せるようにすること。

4　労働時間短縮、休暇制度など働くルールの確立について

（1）所定勤務時間を「1日7時間、週35時間」に短縮すること。また、窓口取扱時間を設定すること。
（2）タイムカードを導入するなど、客観的な勤務時間管理を徹底し、超過勤務の大幅な縮減と不払い残業を根絶すること。
（3）超過勤務の上限は月45時間、年間360時間とし、その徹底をはかること。
（4）連続勤務時間を短縮し、勤務間隔を11時間以上確保すること。
（5）不妊治療のための通院休暇を制度化すること。
（6）インフルエンザなどによる学校保健安全法にもとづく出席停止に対応するための休暇を新設すること。
（7）国家公務員宿舎使用料を引き下げ、必要な公務員宿舎を確保するよう措置すること。
（8）実態に見合うよう移転料、着後手当、扶養親族移転料を改善すること。また、移転料等の申請手続きの簡素化をはかるとともに、速やかに支給すること。
（9）災害時において宿泊や通勤手段・経路の変更等が生じた場合への必要な措置を講じること。また、職員の出退勤において特別休暇等が柔軟に運用できるようにすること。
（10）職員一人あたりの執務スペースの拡充やバリアフリー設備の充実、相談しやすい環境など障がいを持つ職員も含めた働きやすい職場環境を整備すること。
（11）性的マイノリティの職員や行政利用者への偏見や差別を防ぐために必要な措置を講じること。

5　民主的公務員制度と労働基本権の確立について

（1）憲法28条の原則に立った基本的人権として、ILO勧告など国際基準にそった労働基本権の全面的な回復を実現すること。
（2）内閣人事局を廃止するとともに、新たな人事行政機関を設置すること。
（3）幹部職員等の人事については、中立した第三者機関が担う制度とすること。
（4）政治と官の疑惑については、真相解明と再発防止策を確立する仕組みを整備すること。
（5）情報公開や公文書管理の運用にあたっては、第三者機関を設置すること。

6　定員管理等に関する要求書

（1）総定員法を廃止するとともに、「定員合理化計画」を撤回し、必要な要員を確保すること。
（2）障害者および障害者を支援する者について、必要な定員・予算を確保すること。
（3）行（二）職の不補充政策を撤廃すること。

7　両立支援制度の拡充、男女平等・共同参画の推進について

（1）両立支援制度について、拡充すること。
（2）男女平等・共同参画を推進すること。

8　健康・安全確保、母性保護等について

（1）新型コロナウイルス対策をはじめ、職員の健康・安全を確保すること。
（2）パワーハラスメント防止にむけた人事院規則の徹底をするとともに、すべてのハラスメント根絶にむけて体制確保をはじめ具体的な対策を講じること。
（3）母性保護のために必要な措置を講じること。

9　独立行政法人制度等について

（1）事業の安定性と継続性を保障する財政的措置を講じること。
（2）労使自治による賃金・労働条件決定を保障し、政府は不当な介入を行わないこと。
（3）有期雇用職員の無期転換権や同一労働同一賃金ガイドラインに基づく均等待遇を保障する予算を確保すること。

「重さ、広がり、厚み」を持った2021年春闘の基本方針

要求と運動、組織づくりをすすめよう

1 すべての労働者の賃上げと雇用の確保をめざす

膨大な大企業の内部留保を賃上げと社会へ還元させよう

いま、昨年の消費税増税とコロナ・ショックという複合危機が日本経済を襲っており、安倍政権によるアベノミクスの失敗とコロナ失政が暮らしと経済を圧迫し続けています。今年度の日本経済は5%程度の大幅なマイナス成長が予想されており、企業も減益予想が目立っています。非正規労働者や女性など弱者を中心に、雇用情勢も悪化しています。

コロナ禍のなか厳しい経済状況を打開する唯一の方法は、「8×時間働けば人間らしく生活できる賃金」を実現するため、労働者・国民の所得を増やし、内需を拡大することです。収益が急激に悪化した業界では、賃金よりも雇用維持を優先せざるを得ない場合もあるかもしれません。しかし、ただ単にコロナ禍だからということだけでは賃上げを行わない理由にはなりません。足取りが重い景気の回復を後押しするためにも、一巣ごもり需要」やデジタル化で好業績を上げている企業は、着実な賃上げで労働者の労苦に報いることが求められています。

財務省が10月30日発表した2019年度の法人企業統計による、大企業（資本金10億円以上、金融・保険業を含む）の内部留保は459兆円と前年度から10兆円増加しています。21春闘では、大企業の社会的責任、とりわけ内部留保に対し、コロナ不況のもとで労働者・国民がどのような見方をするかがとても大事です。内部留保は、①この間の法人税率引下げや②国際比較でも低い社会保険料負担、③低い労働分配、④国策としての金融緩和、円安誘導、円高修正」など分配政策の歪みや国策としての円安誘導等で形成された部分が大きく、政策面の後押しの恩恵を受けて膨大に膨らんでいます。労働者・国民の犠牲の上に利益を上げる大企業の社会的責任を追及し、内部留保は企業内分配にとどまらず、社会的再分配に充てるべきという国民世論を本気でつくり出すことができるかどうか、そのことが21春闘の重要な鍵を握っています。

国公労連は、富の再配分機能の強化、内部留保の取り崩しや課税によりその社会への還元をめざす「格差と貧困をなくそう！過剰な蓄財は社会に還元を」キャンペーンを全国で展開し、すべての労働者の賃上げ実現、労働者・国民犠牲の上に利益を上げる大企業の社会的責任を追及するため、国公労働者の専門性をいかし「ピクトリーマップ」を活用した宣伝物の作成・活用、全労連の提起する「全国一律最低賃金アクションプラン2024」への結集など、公務の側から官民一体の春闘構築にむけて奮闘します。

また、今年の人事院勧告は、月例給については据え置き、一時金については0・05月引き下げという内容でした。マイナス勧告による賃下げのサイクルを断ち切り、自らの力で回復させて大幅賃上げを勝ち取るためにも、組合員が何らかの形で春闘に関わる「ひとり一行動」を展開しながら組合員の積極的な春闘への参画を促します。大幅賃上げと賃金の地域間格差解消、非常勤職員の処遇改善と雇用の安定などの要求実現に向けて、要求書の提出をはじめとした日常活動をすべての職場で完遂します。

国公労連が21春闘で提起している賃上げ要求「月額2万円、時間額200円以上」をはじめとする春闘期統一要求は、職場討議を経たうえで1月15日の中央闘争委員会で決定することとしています。確認された「2021年春闘期統一要求書」は、2月上旬に政府・人事院に対して提出します。職場段階においては2月8日の週を「全国統一行動週間」に設定し、すべての職場で所属長に要求を提出し、たたかいをスタートさせます。

3月24日の最終回答日にむけて、3月5日に実施される春闘期最大規模の中央行動に職場から仲間を送り出すとともに、3月11日の「全国統一行動日」には合同庁舎などでの合同職場集会を含め、すべての職場で組合員が集まります。職場段階では2月8日の週を「全国統一行動週間」に設定し、すべての職場で所属長に要求を提出し、たたかいをスタートさせます。

3月24日の最終回答日にむけて、3月5日に実施される春闘期最大規模の中央行動に職場から仲間を送り出すとともに、3月11日の「全国統一行動日」には合同庁舎などでの合同職場集会を含め、すべての職場で組合員が集まります。職場段階では2月8日の週を「全国統一行動週間」に設定し、すべての職場で所属長に要求を提出し、たたかいをスタートさせます。

最大限結集する職場集会を開催し、政府・人事院の最終回答にむけて職場決議の採択・送付などのとりくみを積み上げます。同時に、官民一体で春闘をたたかう立場から民間労働組合のストライキ支援などのとりくみを展開します。

富裕層・大企業・自民党の富は倍増
労働者には賃下げ・貧困・過労死

安倍・菅政権による富裕層・大企業・自民党への富の集中（出典と数字データ）

項目	2012年	2019年（直近データ）	2012年を1とした場合の2019年の数字	出典（※「2012→2019年」と異なる場合のみ年数を表記）
富裕層上位40人の金融資産	7兆6605億円	17兆660億円	2.23	フォーブス誌長者番付（2012→2020年）
大企業の役員報酬（報酬1億円以上）	508億3000万円	1,080億4800万円	2.13	東京商工リサーチ調査（2013→2020年3月期決算）
富裕層（金融資産1億円以上）の金融資産	478兆円	869兆円	1.82	キャップジェミニ「アジア太平洋ウェルス・レポート2020」
自民党への企業・団体献金	13億7171万円	23億8294万円	1.74	総務省「政治資金収支報告書」
過労自殺・精神疾患（労災請求件数）	1,257件	2,060件	1.64	厚労省「過労死等の労災補償状況」
大企業の配当金	9兆6217億円	13兆6297億円	1.42	財務省「法人企業統計」（資本金10億円以上の大企業、年度）
大企業の経常利益	35兆9409億円	50兆1638億円	1.40	財務省「法人企業統計」（資本金10億円以上の大企業、年度）
大企業の内部留保	333兆4938億円	459兆7343億円	1.38	財務省「法人企業統計」（資本金10億円以上の大企業、年度）
非正規労働者数	1,816万人	2,165万人	1.19	総務省「労働力調査」
軍事費	4兆7138億円	5兆3133億円	1.13	財務省データ（2012→2020年度）
貯蓄ゼロ世帯の割合（単身世帯）	33.8%	38.0%	1.12	金融広報中央委員会「家計の金融行動に関する世論調査」（2012→2019年）
ワーキングプア（年収200万円以下）	1,090万人	1,200万人	1.10	国税庁「民間給与実態統計調査」
非正規雇用の比率	35.2%	38.3%	1.09	総務省「労働力調査」
実質家計消費支出（年額換算）	356万6968円	345万8299円	0.97	総務省「家計調査」2人以上世帯の実質消費支出
実質賃金（年額換算）	458万2403円	438万689円	0.96	厚生労働省「毎月勤労統計調査」（年度）
労働分配率	59.5%	50.4%	0.91	財務省「法人企業統計」（金融・保険除く資本金10億円以上の大企業、年度）
国民1人当たりの名目GDP	48,633ドル（世界15位）	40,256ドル（世界25位）	0.81	IMFのGDP統計世界ランキング

2 公務労働者の労働条件改善をめざすたたかい

非常勤職員の処遇改善・安心して働ける定年延長・超勤縮減の実現を

〈非常勤職員〉

郵政労働契約法の条裁判の最高裁判決が10月15日に出され、住居手当、扶養手当、有給の病気休暇など、正社員と非正規社員の不合理な格差が断罪されました。民間・公務を問わず非正規労働者の均等・均衡待遇の実現と格差是正は喫緊の課題です。

この間、非常勤組合員をはじめとした休間の奪闘で、夏期休暇や有給の結婚休暇の実現などの休暇制度の拡充、給与等の「ガイドライン」や「各省申し合わせ」の発出など、少しずつですが要求が前進しています。しかし、労働条件の面から見ても、行政サービス提供の面から見ても、非常勤職員の身分が有期雇用であることに諸問題の根本原因がある